

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第4号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科教員資格認定

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学研究科教員の研究指導及び研究指導補助の資格認定について必要な事項を定めるものとする。

(教員資格認定委員会等)

第2条 情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、教員の資格認定の必要が生じたときは、教員資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、博士後期課程研究指導資格を有し、被資格認定者の業績を審査しうると考えられる研究科教授及び部局連絡窓口である副学長により構成する。このほか、必要に応じて他部局の教授、学外の専門研究者等を加えることができる。

3 研究科長は、情報科学研究科教授会規程（令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第2号）第3条第2項に定める教授会の意見を聴いた上で、第2項の教員資格認定委員及び委員長を任命する。

(資格認定の実施)

第3条 委員会は、別に定める教員資格認定に関する内規に基づいて、当該教員の資格認定について審議する。

(報告)

第4条 委員会は、審議の結果を文書により研究科長に報告する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教員資格認定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。